

# ふるさと納税ワンストップ特例制度について

## 【ワンストップ特例の対象者は？】

次の（１）及び（２）の条件を満たす方が対象となります。

- （１）ふるさと納税の寄附金控除のため以外で確定申告が必要ない方  
（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申請特例対象寄附者）
- （２）ふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方  
（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

## 【ワンストップ特例の手続きは？】

寄附をした自治体に対してふるさと納税をした翌年の1月10日までに「申告特例申請書」を提出する必要があります。

マイナンバー制度の導入により、なりすまし防止のため申請書と「**個人番号確認**」と「**本人確認**」の書類を提出していただきます。（個人番号カードの写し、通知カードの写し、身分証明の写し等）提出書類の詳細については、納付確認後に寄附者の方へお送りします。

## 【確定申告をする必要があるのは？】

以下の場合には特例制度の対象にならないため、確定申告が必要となります。

- （１）自営業者等、もともと確定申告が必要な方
- （２）医療費控除等で確定申告が必要な方
- （３）寄附をした自治体数が5を超える方

### 《留意事項》

- 申告特例申請書は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体（周防大島町）へお送りください。※期日までに提出がない場合は、申請しないものといたします。
- （転居による住所変更など）申請書の内容に変更があった場合は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、変更届出書をふるさと納税先団体（周防大島町）へ提出してください。
- ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。（ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）

